第二十条の六を次のように改める。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の六　法第四十二条の十一第一項に規定する財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物は、同項に規定する指定法人の総合特別区域法施行規則第十五条第二号に規定する指定法人事業実施計画に記載された機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物とする。

第二十二条の二十八を次のように改める。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の二十八　法第六十八条の十五第一項に規定する財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物は、同項に規定する指定連結親法人又は指定連結子法人の総合特別区域法施行規則第十五条第二号に規定する指定法人事業実施計画に記載された機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十八条の四第三項の改正規定　公布の日

二　第十四条第五項第三号イの改正規定　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の租税特別措置法施行規則第十八条の四第三項の規定は、個人が平成二十三年一月一日以後に行う租税特別措置法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った同項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

○財務省令第五十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十六条第一項及び第三項の規定に基づき、財務省関係総合特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

財務省関係総合特別区域法施行規則

（自ら生産した果実に準ずるものの範囲等）

第一条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第四十六条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実とする。

一　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第一項第一号に掲げる者（以下この条において「農業経営者」という。）の同居の親族又はその配偶者（同項第二号に掲げる者に限る。次項第一号において「同居親族等」という。）で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合　当該農業経営者が生産した当該果実

二　農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下この条において同じ。）の組合員、社員又は株主（農業委員会等に関する法律第八条第一項第三号に掲げる者に限る。次項第二号において「組合員等」という。）で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合　当該農業生産法人が生産した当該果実

三　風水害、干害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（以下この条において「災害等」という。）により自ら生産した果実（前二号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。）を原料として法第四十六条第一項第一号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき指定地方公共団体（法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）の長から証明を受けた場合に限る。）　当該酒類の製造場の所在する地域活性化総合特別区域（法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。以下同じ。）内において生産された当該果実（当該災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された当該果実を法第四十六条第一項第一号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。）

2　法第四十六条第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米とする。

一　農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合　当該農業経営者が生産した米

二　農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合　当該農業生産法人が生産した米

三　災害等により自ら生産した米（前二号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。）を原料として法第四十六条第二号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）　当該酒類の製造場の所在する地域活性化総合特別区域内において生産された米（当該災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された米を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された米を含む。）

3　法第四十六条第一項第二号に規定する財務省令で定める物品は、麦その他の穀類（米を除く。）、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすとする。

（自己の営業場において飲用に供する場合に準ずる場合）

第二条　法第四十六条第三項に規定する財務省令で定める場合は、同条第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）を受けた者が法第四十六条第一項の地域活性化総合特別区域内に所在する自己の製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合とする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

○文部科学省令第二十九号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに同令第六条第三項及び第四項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

文部科学大臣　髙木　義明

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令

（一部負担金の割合が百分の二十となる文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額の特例）

第一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及びその被扶養者であって、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処す